

平成 28 年第 7 回ニセコ町議会臨時会

平成 28 年 10 月 26 日(水曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 教育長就任の宣誓
- 5 承認第 1 号

専決処分した事件の承認について

(平成 28 年度ニセコ町一般会計補正予算)

- 6 議案第 1 号

副町長の選任について

- 7 議案第 2 号 平成 28 年度ニセコ町一般会計補正予算
- 8 議員派遣の件

○出席議員(10 名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 番 木下 裕三 | 2 番 浜本 和彦 |
| 3 番 青羽 雄士 | 4 番 斉藤うめ子 |
| 5 番 竹内 正貴 | 6 番 三谷 典久 |
| 7 番 篠原 正男 | 8 番 新井 正治 |
| 9 番 猪狩 一郎 | 10 番 高橋 守 |

○出席説明員

町長	片山 健也
会計管理者	千葉 敬貴
総務課長	阿部 信幸
総務課参事	佐藤 寛樹
広報広聴係主事	谷井 悦彦
税務課長	芳賀 義範
町民生活課長	横山 俊幸
保健福祉課長	
折内 光洋	

農政課長・農業委員会事務局長	福村 一広
商工観光課長	前原 功治
建設課長	黒瀧 敏雄
上下水道課長	石山 康行
総務係長	佐藤 英征
財政係長	川埜 満寿夫
監査委員	斎藤 隆夫
教育長	菊地 博
学校教育課長	加藤 紀孝
町民学習課長	高瀬 達矢
学校給食センター長	高田 生二
幼児センター長	酒井 葉子

○出席事務局職員

事務局長	佐竹 祐子
書記	中野 秀美

◎日程第1 会議録署名議員の指名

開会 午前10時00分

◎開会宣言

議長(高橋守君) ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第7回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長(高橋守君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、3番、青羽雄士君、4番、斉藤うめ子君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

議長(高橋守君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

議長(高橋守君) 日程第3、この際諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、佐藤寛樹君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、佐藤英征君、財政係長、川埜満寿夫君、広報広聴係主事、谷井悦彦君、監査委員、斎藤隆夫君、教育長、菊

地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、高瀬達矢君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、以上の諸君であります。

◎日程第 4 教育長就任の宣誓

議長(高橋守君)日程第 4 去る 10 月 1 日、教育長に就任されました菊地教育長からニセコ町まちづくり基本条例第 26 条の規定により、就任の宣誓をおこないたい旨の申し出がありましたのでこれを許します。教育長、菊地博君。

教育長(菊地博君)おはようございます。ニセコ町まちづくり基本条例第 26 条第 2 項の規定により、就任の宣誓をおこないます。宣誓、私は就任にあたり教育長の職務とその重責を自覚するとともに、その職は町民の信託によるものであることを深く認識し、ニセコ町の教育振興と未来を担うこともたちの確かな成長を支えるため誠心誠意努力してまいります。ここに日本国憲法により保障された自治権の一層の拡充とニセコ町まちづくり基本条例の理念の実現に向けて、教育を通じて誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。平成 28 年 10 月 26 日、ニセコ町教育委員会教育長、菊地博。これからもニセコの教育充実のために誠心誠意努めてまいります。どうぞよろしくお願い致します。

議長(高橋守君)以上で教育長の宣誓を終わります。

◎日程第 5 承認第 1 号

議長(高橋守君)日程第 5 承認第 1 号「専決処分した事件の承認について(平成 28 年度ニセコ町一般会計補正予算)」の件を議題とします。提出者からの提案理由の説明を求めます。総務課長、阿部信幸君。

総務課長(阿部信幸君)おはようございます。日程第 5 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について、私のほうから説明いたします。この専決処分でございますが、8 月に連続して上陸致しました台風による強風に伴う災害復旧を目的に専決処分したものでございます。議案の 4 ページをご覧くださいと思います。

承認第 1 号 専決処分した事件の承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり平成 28 年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

平成 28 年 10 月 26 日提出 ニセコ町長 片山健也

6 ページをご覧ください。9 月 15 日付けの専決処分書を掲載しております。続きまして 8 ページでございます。「平成 28 年度ニセコ町一般会計補正予算」、平成 28 年度ニセコ町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,006 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,475,638 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 10 月 26 日提出、ニセコ町長 片山健也

9 ページをご覧ください。第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入、次のページに歳出を記載しております。

11 ページ、12 ページ、補正事項別明細書の 1、総括の歳入歳出を記載しております。12 ページ歳出をご覧ください。今回の補正額 2,006 千円の財源内訳でございますが、すべて一般財源でございます。

それでは 14 ページをご覧ください。歳出、11 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目土木施設災害復旧費、12 節役務費におきまして、災害復旧作業手数料として、町道 15 か所及び水道水源施設等の町道以外の 5 か所の倒木処理手数料として 419 千円を補正するものでございます。続きまして 3 項厚生労働施設災害復旧費、1 目衛生施設災害普及費、11 節需用費、修繕料におきまして、ダストボックス 2 基が強風により倒壊し、その修繕に要する経費 66 千円を補正するものでございます。4 項 1 目その他公共施設災害復旧費、12 節役務費、手数料にて災害復旧作業手数料といたしまして、783 千円の補正でございます。この 783 千円の内訳でございますが、一つ目に羊蹄地区の光回線ケーブルが強風による倒木により切断されたために、その復旧を行うための経費が 237 千円。二点目がアンヌプリ森林公園の倒木処理といたしまして 249 千円。三点目、ふるさと眺望点である曾我地区のさくらんぼの木において、枝が折れたり支柱が外れるなどの被害が発生し、樹木医による折れた枝の処置や、樹勢回復のための施肥、支柱の復旧などを行うため 297 千円でございます。総額 783 千円でございます。続きまして 15 節 災害復旧工事請負費でございますが、道の駅の看板が倒壊したことによる現状復旧と金物による基礎部分の補強対応を含め、工事費 738 千円の補正でございます。以上で災害復旧に要する経費、総額 2,006 千円の増額補正となります。

13 ページに戻っていただきまして、歳入でございます。19 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金にて全額前年度繰越金を充当いたしまして歳入歳出の均衡を図っているものでございます。なお専決処分にかかる本補正予算の各会計の総括表及び一般会計歳入および歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、別冊でお配りしております補正予算資料ナンバー 1 をご覧いただきたいと思っております。以

上で承認第1号「専決処分した事件の承認について」の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願
いいたします。

議長(高橋守君)これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号「専決処分した事件の承認について(平成28年度ニセコ町一般会計補正予算)」
の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。本件についての討論は省略いたします。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって承認第1号「専決処分した事件の承認について(平成28年度ニセコ町一般会計補正予算)」の
件は承認することに決しました。

◎日程第6 議案第1号

議長(高橋守君)日程第6 議案第1号「副町長の選任について」の件を議題とします。提出者から提
案理由の説明をお願い致します。町長、片山健也君。

町長(片山健也君)おはようございます。議案第1号についてご説明を申し上げます。2ページ目をご覧
いただきたいと思います。

議案第1号「副町長の選任について」、ニセコ町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法
第162条の規定により議会の同意を求めます。

住所 虻田郡ニセコ町字本通

氏名 林知己

平成28年10月26日提出 ニセコ町長 片山健也

林知己氏の略歴等につきましては、3ページ目に略歴、学歴、主な職歴について記載のとおりでござ
います。林知己氏におきましては、平成24年11月19日にニセコ町副町長に就任以来、副町長の
重責を担い、誠実に職務を執行されてきております。現在、行政課題も山積していることから、これらの
経験を生かし、再任のお願いを申し上げます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。
以上で説明を終わらせていただきます。

議長(高橋守君)これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第 1 号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論には入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 1 号「副町長の選任について」の件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 1 号「副町長の選任について」の件は同意することに決しました。

◎日程第 7 議案第 2 号

議長(高橋守君)日程第 7 議案第 2 号「平成 28 年度二セコ町一般会計補正予算」の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長、阿部信幸君。

総務課長(阿部信幸君)それでは補正予算の説明に移らせていただきます。日程第 7 議案第 2 号「平成 28 年度二セコ町一般会計補正予算」について説明いたします。議案の 16 ページをお開きください。

議案第 2 号「平成 28 年度二セコ町一般会計補正予算」、平成 28 年度二セコ町の一般会計補正予算は、次の定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,069 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,477,707 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年10月26日提出、ニセコ町長 片山健也

17ページをご覧ください。第1表 歳入歳出予算補正の歳入、18ページに歳出を記載しております。続きまして19ページから20ページでございますが、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括の歳入、歳出を記載しております。20ページ、歳出をご覧ください。補正額の財源内訳でございます。今回の補正はすべて一般財源でございます。

それでは詳細を事項別明細書により説明いたします。説明の都合上歳出より説明させていただきます。22ページをご覧ください。歳出、2款総務費、1項総務管理費、10目庁舎管理費、11節需用費、修繕料におきまして、176千円を補正するものでございます。こちらにつきましては、電算機器のサーバー等の一部を設置しております旧オフトーク室、裏玄関から入って左手奥の部屋になりますが、こちらについて室内温度を一定に保つために空調機を設置しております。しかし、経年劣化によりまして、室外機から異音が発生しており、調査・点検の結果、空調機故障を放置すると電算機器のトラブルにもなる恐れがあるということから、早急に修繕を行うために補正するものでございます。

続きまして23ページ、7款1項商工費、2観光費、19節負担金補助及び交付金におきまして、湯めぐりバス運行事業補助として1,476千円を補正するものでございます。平成25年から運行を始めております湯めぐりバスでございますが、昨年よりJRの運行状況を勘案いたしまして、バスの運行を行い、冬期間にはニセコ駅とリゾートエリアを結ぶ重要な交通手段となっております。当初予算では前年度と同規模で予算計上しておりましたが、昨年度の実績を踏まえ、運行期間の延長と本数の増便を行い、利用者の利便性を確保するとともに、利用実態のデータ収集を行うためのものでございます。また、タクシー利用の利便性が本年度運輸局の制度改正によりまして、さらにニセコ地域内で利用できるタクシーの減少が見込まれるということから、地域内の移動手段の強化が必要になったことも合わせて、補正する理由でございます。

続きまして24ページをご覧ください。10款教育費、7項保健体育費、3目給食センター費、11節需用費、修繕料で327千円を補正するものでございます。こちらにつきましては、給食センターにおける食材の一時保管用の冷蔵庫及び食器洗浄機につきまして、経年劣化等による修繕が必要になったために補正を要するものでございます。また、今回の冷蔵庫・食器洗浄機のほかに今後の適正な維持管理のための修繕料の見込みも含めて、今回補正させていただいております。

続きまして25ページでございます。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費、11節需用費、修繕料にて90千円を補正するものでございます。こちら8月の台

風によりまして、道の駅ニセコビュープラザ付近に設置しておりましたニセコ町産YESクリーン米のPR看板が破損いたしまして、その修繕のために関係団体と協議の結果、設置者である米生産組合と町とで経費を負担し、修繕することに決定いたしました。このため、かかる経費の一部 90 千円を補正するものでございます。町といたしましても、クリーン米のPRに協力するため、経費を負担することとしております。なお本件でございますが、承認第 1 号の補正予算に係る専決処分とは別に補正することになっておりますが、看板の破損後の修繕に係る金額の確定が遅れたことと、経費の負担を関係機関と協議を行い決定したことから、9 月 15 日付けの専決処分には間に合わず、今回の補正というかたちで計上させていただいているものでございます。歳出の説明は以上でございます。

21 ページに戻っていただきまして、歳入でございます。19 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金にて、全額前年度繰越金を充当いたしまして、こちらの歳入歳出の均衡を図っているものでございます。ちなみに、この前年度繰越金、今回補正いたしまして残額は 87,064 千円となるものでございます。なお、本補正予算の各会計総括表及び一般会計歳入歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、別冊の補正予算資料ナンバー2 をご覧いただきたいと思っております。

以上で議案第 2 号「平成 28 年度ニセコ町一般会計補正予算」についての説明を終わります。よろしくご審議お願い致します。

議長(高橋守君)これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第 2 号「平成 28 年度ニセコ町一般会計補正予算」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論には入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 2 号「平成 28 年度ニセコ町一般会計補正予算」の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議員派遣の件

議長(高橋守君)日程第 8 議員派遣の件を議題といたします。お諮りいたします。議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり、派遣することに決しました。

以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これにて、平成 28 年第 7 回ニセコ町議会臨時会を閉会いたします。

ごくろうさまでした。

閉会 午前 10 時 24 分

この会議録は、書記が作成したものであるが相違ないことを証するため署名する。

ニセコ町議会議長 高 橋 守 (自 署)

ニセコ町議会議員 青 羽 雄 士(自 署)

ニセコ町議会議員 斉 藤 うめ子(自 署)